

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	都市建設部
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第34号 令和7年7月9日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和7年10月3日

指摘一覧		措置通知日
是正改善を要する事項		
1 収入事務（その1） 屋外広告物許可に係る事務において、許可期間が満了した広告物の除却がなされず、許可のない状態で掲出されている例が認められた。		令和7年 10月3日
2 収入事務（その2） 都市公園占用許可に係る収入事務において、調定時期が適切でない例が認められた。併せて、納期限に誤りのある例が認められた。		令和7年 10月3日
3 支出事務 補助金の交付事務において、支出負担行為が行われていない例が認められた。併せて、事業廃止に係る手続きが適切でない例が認められた。		令和7年 10月3日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務（その1） 屋外広告物許可に係る事務において、許可期間が満了した広告物の除却がなされず、許可のない状態で掲出されている例が認められた。 ※ 市屋外広告物条例の規定に基づき、令和3年9月14日から令和6年6月29日までの期間として許可した屋外広告物について、許可期間が満了しているにもかかわらず、監査実施時点（令和7年4月17日）において、同条例第15条第1項で規定されている除却がなされていなかった。 （都市計画課）	〔指摘事項が発生した原因〕 屋外広告物の許可期間については、更新申請を行うことにより延長できますが、当該物件においては、更新の意向であったものの、期限までに更新申請が提出されませんでした。本来は、速やかな除却を指導すべきところが徹底できず、許可のない掲出の状態が継続してしまったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 当該物件については、遑っての除却は不可能なことから、是正措置は講じられないものです。 現在は、当該物件の許可申請がなされており、広告物は掲出している状況です。 〔改善措置を講じた内容〕 許可のない状態での掲出が生じないように、許可期限が到来する屋外広告物の設置者へ送付している更新通知について、更新申請に必要な点検業者の手配に要する時間等を考慮し、発送時期を見直しました。（期限2か月前⇒3か月前） また、許可期限前に申請手続きがない設置者については、担当職員が各々指導を実施していましたが、指導に漏れなく徹底できるよう、その進捗を月報として定期的に課内で共有するなどの対策を講じたところです。
2 収入事務（その2） 都市公園占用許可に係る収入事務において、調定時期が適切でない例が認められた。併せて、納期限に誤りのある例が認められた。 ※ 都市公園法第6条第1項の規定に基づき公園の占用許可を受けた者にかか	〔指摘事項が発生した原因〕 都市公園占用の許可の際に公園使用料の徴収が必要となっていることから、許可申請の決裁後、納付が可能な日付について申請者へ確認を行い許可日の調整をしましたが、「許可日まで」に使用料を徴収とする誤った

是正改善を要する事項	措置した内容等
る使用料の調定期限は、原因の発生したときであり、使用許可を行った令和7年1月31日に行わなければならないが、当該許可の決裁日である同月10日に行われていた。 また、公園使用料は、市都市公園条例第14条第1項の規定により、「許可の際徴収する」とされていることから、その納期限は同月31日となるが、同月10日に指定されていた。 なお、納期限の誤りに関しては、前回（令和4年度）及び前々回（令和2年度）の定期監査においても同様の指摘を行っており、事務の見直しなど、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。 条例が実態に合わない場合は、その改正等を検討されたい。 （公園緑地課）	認識により調定を行ったことで発生したものです。 〔是正措置を講じた内容〕 既に許可及び納入済みであることから、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 今回の指摘後、適正な事務処理について再認識を図るとともに今後のミスを防止するため、関係係員内において確認方法を見直したところです。 また、公園使用料を「許可の際徴収する」とする現在の市都市公園条例は、決裁後、許可までに占有者との調整が必要となる規定となっており、事務量の増加にもつながっていることから、令和8年2月定例会に、公園使用料の納期限を「許可日より1か月以内に徴収する」とする内容の条例改正案を提出し、事務量の軽減と簡略化に向けた対応を講じる方針です。
3 支出事務 補助金の交付事務において、支出負担行為が行われていない例が認められた。併せて、事業廃止に係る手続きが適切でない例が認められた。 ※ ブロック塀等撤去支援事業の補助金交付事務において、令和6年11月7日付けで交付決定を行っているが、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。 また、同事項において、交付決定後に事業が廃止となったが、市補助金等交付規則第7条第1項の規定に基づく補助事業等計画変更、中止（廃止）申請書が提出されておらず、同条第2項の規定に基	〔指摘事項が発生した原因〕 いわき市ブロック塀等撤去支援事業補助金に係る支出負担行為については、市財務規則第63条第1項の規定に基づき、当該補助金の交付決定日に作成するものですが、今般の事例については、その事務を失念していたことから発生したものです。 また、市補助金等交付規則第7条第1項及び第2項の規定を認識していなかったことから、申請者から事業中止の申し出があったにもかかわらず、補助事業等計画変更、中止（廃止）申請書の提出を求めることなく、その後の承認の手続きも行っていなかったものです。

是正改善を要する事項	措置した内容等
づく承認の手続きが行われていなかった。 (建築指導課)	〔是正措置を講じた内容〕 支出負担行為については、既に令和6年度の出納閉鎖を迎えていることから、是正措置を講じることは出来ません。 また、事業廃止に係る手続きについても、既に令和6年度ブロック塀等撤去支援事業が終了していることから、是正改善を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 今回の指摘を受け、当該補助金交付決定時に使用しているチェックリストへ、支出負担行為作成の有無に係る項目及び、交付決定後に計画変更、中止（廃止）となった場合の事務処理に係る項目を追加しました。 今後は、例規等の理解及び確認を徹底するとともに課長、課長補佐、係長によるチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めてまいります。